

「中間指針第五次追補」に関する説明会【議事概要】

- 1 日 時 12月23日（金）10：30～12：00
※マスコミフルオープン
- 2 場 所 ホテル福島グリーンパレス 2階「瑞光の間」
- 3 出席者 福島県市長会：小松事務局長兼常務理事
福島県町村会：遠藤会長（広野町長）
市町村：38市町村（うちweb参加21市町村）
文部科学省：原子力損害賠償対策室
松浦室長代理ほか
県：鈴木副知事、白石理事

4 挨拶（協議会会長代理 福島県鈴木副知事）

本日は、福島県原子力損害対策協議会の全体会議として「中間指針第五次追補」の説明会を開催することとしました。皆様には、年末のお忙しい中、御参加を頂き、心から感謝を申し上げます。また、文部科学省原子力損害賠償対策室の松浦室長代理におかれましては、指針策定の直後にもかかわらず、本県へお越しいただき、誠にありがとうございます。

震災と原発事故から、11年9か月が経過しました。本県の復興は着実に前進しておりますが、地域によって復興の進捗は大きく異なり、原子力災害の影響により、いまだに風評が根強く残るなど、本県特有の課題や新たに顕在化する課題に対し、引き続き、県民の皆様の思いに丁寧に耳を傾け、地域の実情に応じ、きめ細かく対応していくことが重要であります。

そのような中、原賠審において、今年3月に確定した判決等に係る調査・分析等の最終報告や現地視察において把握した被災地の実情を踏まえて、今年20日には9年振りに指針が見直され、今回の「追補」においては、新たな賠償項目の追加や対象範囲の拡大など、これまで繰り返し訴えてきた本県の被害の実情等が一定程度反映されたものと受け止めております。指針の見直しに当たり、これまで原賠審の現地視察への対応などで御尽力いただいた関係の皆様へ改めて御礼を申し上げます。

本日は、文部科学省の松浦室長代理から、「第五次追補」について御説明を頂いた後、質疑応答を行うこととしておりますので、皆様からは、積極的な御質問や忌たんのない御意見を頂きたいと考えております。

今後も、関係団体、市町村の皆様と連携し、あらゆる機会を捉え、国及び東京電力に対し、被害者の立場に立った迅速かつ確実な賠償を求めていくとともに、本県の被害の実情に見合った賠償が的確になされるよう、しっかりと取り組んでまいります。会の円滑な進行についての御協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

5 議事内容

(1)「中間指針第五次追補」について（文部科学省原子力損害賠償対策室 松浦室長代理から説明）

本日は、御多忙の中、御参加いただきありがとうございます。文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会においては、これまで、紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針である「中間指針」を策定するとともに、ADRセンターにおける和解仲介手続を行うなど、迅速・公平・適正な賠償の実施に向けて取り組んできたところです。

本年3月、7件の集団訴訟における損害賠償額に係る部分の判決確定を受け、原賠審では、専門委員を任命し、7件の確定判決のみならず、30件を超える係属中の訴訟の判決や主張、10年以上にわたって蓄積したADRセンターにおける和解事例や打切り事例も含め、詳細かつ精緻な調査・分析を行い、本年11月10日、これまでの指針には示されていない損害類型や損害額の算定方法等について、最終報告がなされました。

先般、12月20日に策定された第五次追補は、この最終報告を踏まえて策定されたものです。その内容について御説明します。

（資料概要に沿って説明）

最後に、指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではなく、指針において示されなかったものや対象区域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となることを、東京電力には、肝に銘じて賠償を実施するよう、また第五次追補策定当日夕方にも、永岡文部科学大臣から東京電力の社長にもこの旨強く要請いたしました。

文部科学省としては、東京電力が被害者に真摯に寄り添い、「3つの誓い」を誠実に果たすように、引き続き取り組んでまいります。

(2)質疑応答（概要）

【福島県町村会 遠藤会長（広野町長）】

今回の指針見直しは集団訴訟の判決確定を受けてのものであるが、原発事故の影響はいまだに県内全域に及んでいる。帰還をしたいという方々、被災されている方々の生活の実態を把握し、生業の再建につながるよう迅速・適切な見直しをしていただきたい。今般の追補に一定の評価をするが、3点ほど申し上げたい。

まず、第四次追補の策定から9年もの時間が経過している。今、第2期復興・創生期間の2年目を迎えているが、帰還困難区域を有する地域の方々は、この春と来春にも避難指示が解除される。避難されている方々が納得をして、生活の営みが保持されるよう、迅速な取組を再度求めたい。

2つ目は、格差の是正についてである。同じ被害には同等の賠償がなされるべきもの。被害の実態に則して賠償が反映される。一つの自治体の中で地域が分断されているところ、広域的な繋がりで見て分断されているところがある。地域的、経済的結びつきが強い地域を捉えて、賠償の整合性をもち、復興に資するように対応していただきたい。

3つ目は、これから後続の訴訟の判決がなされるものと捉えている。今後、新たな追補を策定する予定があるか教えていただきたい。

【文部科学省 松浦室長代理】

指針の見直しに9年要したことについては、第五次追補策定際の記者会見で原賠償の内田会長がお答えしたように、指針とは一定のカテゴリについて損害の範囲を示すことで、迅速な賠償を実施していくためのもの。集団訴訟の判決が確定する前に指針を見直した場合、その後の判決によっては混乱が生じることが予想され、一定程度司法判断を待つ必要があった。被害者の方々にとっては切実な状況だと承知しているが、御理解いただきたい。被害の実態を把握した必要な指針の見直しについては、記者会見において内田会長が、今回の追補に当たっては、8月に実施した現地調査の中で被害者や自治体の首長の声を聞いて反映したことには、一定の成果があったと発言している。今後も審査会で東京電力の賠償状況のフォローアップを定期的に行っていくが、必要な対応をしっかりとやっていく。

賠償の格差については、指針の性質が、一定程度損害があったという蓋然性が高いところを典型的に示していくものであるから、行き届かないところがある面は否めない。個別の事情については、東京電力の柔軟な対応やADRセンターの和解仲介の中でしっかりと対処していくという考え方に立っている。指針で示された内容が被害の実態に見合っていないという御意見に対しては、個別の対応の中でしっかりフォローしていきたい。

後続訴訟に係る今後の対応について、専門委員による判決等の調査・分析において、係属中の約30件の訴訟の判決や主張の内容を可能な限り調査した。相当線量の地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害については係属中の訴訟の中から見出されたもの。専門委員は、それ以外については現時点で留意すべきものはないとの結論に至っているが、今後、判決が出れば精査し、必要に応じて審査会で議論するし、東京電力の賠償状況もしっかりフォローしていきたい。

【福島県町村会 遠藤会長（広野町長）】

後続訴訟に係る今後の対応について申し上げたい。現地調査を踏まえて指針を見直ししていただいたが、これからも現地に赴いて現地の状況を直視していただきたい。復興はまだまだ道半ばである。今回の追補が最後ではないと受け止めている。

【文部科学省 松浦室長代理】

これからも現地の声をしっかり聴いて取り組んでいくことについては、事務局から原賠審に責任を持って伝える。

【中島村 加藤村長】

第五次追補においても県南地域は対象区域から外れてしまった。県損対協の要望活動において自主的避難等対象区域の範囲を見直していただきたいと要望したが、原賠審の議論で一次追補の判断には引き続き合理性があるとされ、見直しされなかった。対象区域内と対象区域外で精神的損害にそこまでの差異はないと感じている。

東京電力は、これまで指針を上限として避難指示等対象区域外の損害についてはほとんど応じていない。しかし、県損対協の要望活動を踏まえ、永岡文部科学大臣、太田経済産業副大臣から県南・丸森に対して自主的に賠償するよう指導いただいたことは、一步前進だと考えている。

ただ、生業訴訟の仙台高裁判決では県南・丸森に対して賠償が認められていることを踏まえ、県南・丸森に賠償するように東京電力に働きかけていただきたい。原賠審において生業訴訟の判決はどういった位置付けかお聞かせいただきたい。

【文部科学省 松浦室長代理】

確定判決等から導き出される共通の損害を専門委員が抽出し、それをもとに原賠審で追補の検討をした。賠償を認めた判決が少数でも、共通して存在していると認められている損害については追補という形で示している。自主的避難等対象区域外の精神的損害については、仙台高裁の生業判決が唯一対象区域外の原告に地域的に類型的な賠償を認めているが、他の判決では賠償が認められていないケースもあった。指針において対象区域を示すと、その地域は一律に賠償が認められるようになるが、逆に損害を受けていない方も賠償するようになる。損害を受けている方を救済するという趣旨から外れてしまうため、指針において対象区域を設定するに当たっては慎重にならざるを得ない。一方で、賠償の対象とならないわけではなく、細かい単位で個別具体的に対応していけば損害が認められ得る。それは東京電力が自主的に賠償していく、あるいはADRセンターで和解仲介をしていくといった、指針での類型化ではないほかのアプローチが被害者の救済に必要である。今回、県南地域については、指針において類型化することは難しかったが、東京電力は20日の申入れを受けて、県南地域と宮城県の丸森町について準備をしていくことを表明していると承知している。指針の趣旨も踏まえて、今後、東京電力が対応していくものと捉えている。

【中島村 加藤村長】

東京電力が自主的に賠償すると言っているが、一方的な賠償金額の算出ではなく、被害者の心情に沿った納得できるような賠償をお願いしたい。

生業訴訟では一律の賠償を認めている。先ほど被害を受けていない人を賠償することになるため地域を拡大できないとの説明があったが、例えば県中地域

では除染をしていないところもあり、そういったところが賠償対象区域となっている。県南地域から見ると、そこに賠償の格差があり分断が生まれる。

地域性として、賠償は振興局単位で区切られているが、県南地域は郡山地域との結びつきが強く交流人口も多い。東北本線、国道4号線、新幹線もあり、通勤・経済的な繋がりもある。そういったことからすると、振興局の区分による賠償の違いはないと思っている。そういった事情もしっかり考慮していただきたい。指針は、賠償格差をなくす、地域の分断をなくすことが、目的の一つだと考える。

【川俣町 原子力災害対策課 平城課長】

概要資料中「3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」について、川俣町では山木屋地区が該当するものであるが、これまで自主的避難等対象区域の方々に対して認められていたような放射線量への不安が新たに賠償対象とされたものと認識している。

「4 精神的損害の増額事由」について、故人も対象となるのか。また、避難中にこれらの事由に該当した方も対象となるのか。

「④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」について、避難中に生まれた方も対象となるのか。

「⑤妊娠中であること」について、本件事故後に妊娠とあるが、避難中に妊娠した方も対象となるのか。

「5 自主的避難等に係る損害」について、避難指示等対象区域内に住居があった者も対象となるとの記載があるが、指針を見ると計画的避難区域を除くとあり記載の誤りではないか。このままでは住民に誤解を招くと考えるが。

【文部科学省 松浦室長代理】

被害者が亡くなった場合の考え方については、お配りしたQ&A集の問15あるいは問16にお示ししている。また、日常生活阻害慰謝料については、避難生活に伴い生じる精神的苦痛に対する慰謝料であるため、存命の期間が賠償の対象となる。また、避難されている間に増額事由に該当するようになった場合でも、精神的損害が通常と比べて大きいということが認められれば賠償となる。

「④乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」については、事故後に生まれた方も要件となる年齢区分に該当する間は対象となる。

「⑤妊娠中であること」については、事故当時に妊娠されていた方には一時金。事故後に妊娠された方には月額慰謝料の増額という考え方である。

「5 自主的避難等に係る損害」の避難指示等対象区域内に住居があった者に関する記載について、ご指摘のとおり、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点の方は除外されるので、資料の改訂の際に文言を修正したい。

【南相馬市 被災者支援課 岩井課長】

「2 日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害」について、事故から11年以上が経過していることから、既にお亡くなりになった方や

事故後に生まれた方も多いが対象となるのか。

【文部科学省 松浦室長代理】

まずお亡くなりになった方については、Q&A集の問15あるいは16に記載しているが、生活基盤変容による精神的損害について、少なくとも避難区域の見直しの時点において存命であれば損害賠償の請求権があり、請求権が遺族に相続されると考えられる。これ以外のケースも含め、法律の専門家から支援を受ける必要があると思いますし、個別具体的な事情に応じて変わる可能性もある。ADRセンターへの和解仲介手続を申し立てていただくことも検討いただきたい。

事故後に生まれた方については、個別の事情によって結論が異なる可能性があり、一概に申し上げることは難しい。なお、第五次追補の決定を受け、東京電力において、具体的な対応について検討がなされているものとする。詳細については、今後、東京電力から発表される内容を確認していただきたい。

【南相馬市 被災者支援課 岩井課長】

東京電力の対応に任せてよいのか疑問である。指針は、賠償が速やかになされるためのものであり、多くの方、特に事故後に生まれた子どもが賠償の対象となるかならないかということは、新聞報道を見た住民から多くの問い合わせが寄せられている。指針において見直しや追補をお願いしたい。

【文部科学省 松浦室長代理】

事故後に生まれた子どもについては個別の事情によって結論が異なる可能性があり、指針において一概に示すことが困難である。住民から多くの問い合わせが寄せられていることについて、その取扱いについては今後検討させていただく。

【福島県 鈴木副知事】

皆様貴重な御意見ありがとうございました。私からも文部科学省に2点お伝えしたい。

1点目は、第五次追補において明記されたように指針が賠償の上限ではないことをしっかりと東京電力に指導し、これからも確認し続けていただきたい。

2点目は、本県の被害の実情を踏まえ、今後とも適時適切な指針の見直しに取り組んでいただきたい。

それでは、これで議事を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(以 上)